

承認第5号

令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出
三宅町長 森田浩司

令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算に関する専決処分書

令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算は、過誤納返還金の増額および繰上充用に係る予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年 6月22日
三宅町長 森 田 浩 司

令和 8 年度

三宅町後期高齢者医療特別会計
第 1 回補正予算書

令和８年度三宅町後期高齢者医療特別会計第１回補正予算

令和８年度三宅町後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８１２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９１，０８９千円とする。
- ２ 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年 ６月２２日専決
三宅町長 森 田 浩 司

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸収入		千円 5,211	千円 812	千円 6,023
	4 雑入	5,109	812	5,921
歳 入 合 計		190,277	812	191,089

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰上充用金		千円 0	千円 812	千円 812
	1 繰上充用金	0	812	812
歳 出 合 計		190,277	812	191,089

1 総括
(歳入)

5

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

6 款 諸収入

812千円

4 項 雑入

812千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 過誤納返還金	千円 0	千円 812	千円 812
計	5, 109	812	5, 921

節		説	明
区 分	金 額		
1 過誤納返還金	千円 812	過誤納返還金	千円 812

3 歳 出

6 款 繰上充用金

812千円

1 項 繰上充用金

812千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 繰上充用金	千円 0	千円 812	千円 812	千円	千円	千円 812	千円
計	0	812	812	0	0	812	0

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償補填及び 賠償金	千円 812	繰上充用金	千円 812